



知っていますか？「児童扶養手当」

◆児童扶養手当とは？

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、自立促進のために支給される手当です。

◆受給資格者

下記に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（特別児童扶養手当を受給、または同等の障がいの状態にある場合は20歳未満）の児童を養育している人に支給されます。

- ・ 監護している母
- ・ 監護して生計を同じくする父
- ・ 父母に代わってその児童を養育している養育者

◆支給要件

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所からDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ 児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※ただし、支給要件に該当していても、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

- ・ 受給資格者または対象児童が日本国内に住所を有しない
- ・ 対象児童が里親に委託されている
- ・ 対象児童が児童福祉施設などに入所している
- ・ 対象児童が父か母の配偶者（事実婚と同様の事情を含む）に養育されている
- ・ 対象児童が受給者でない父か母と生計を同じくしている（父か母が重度の障がいの状態にある場合を除く）

◆公的年金給付などとの併給について

平成26年12月から公的年金などを受給している場合でも、受給額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分の手当が受給できるようになりました。

◆支払期間および支払予定日

申請月の翌月分から支給開始となり、受給資格が喪失した月分まで支給されます。

※11月から年6回の支払になります。

※支払日が、土・日・祝日に当たる場合には、その直前の金融機関営業日に支給されます。

対象月	支払日	対象月	支払日
4月分～7月分	8月9日	令和2年1月分～2月分	3月11日
8月分～10月分	11月11日	令和2年3月分～4月分	5月11日
11月分～12月分	令和2年1月10日	令和2年5月分～6月分	7月11日

◆手当額

手当額は以下のとおりです。なお、支給額は所得などにより変動します。

児 童	支給額（月額）
1人目	10,140円～42,900円
2人目	5,070円～10,130円 (加算額)
3人目以降	3,040円～6,070円 (児童1人あたりの加算額)



◆所得による支給制限

受給資格者の前年（1月分から7月分は前々年）の所得額に、養育費の8割相当額を加算した額が、所得制限限度額以上である場合は、手当額の全部または一部が支給停止となります。

また、扶養義務者（生計同一の直系血族および兄弟姉妹）の所得額が所得制限限度額以上である場合は、全部支給停止となります。

扶養親族の数	受給資格者本人の所得限度額		配偶者および扶養義務者の所得限度額
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人目以降	※1人増えるごとに38万円加算		

◆児童扶養手当の認定請求手続き

認定請求を希望される人は、福祉課へお問い合わせください。

事前に、支給要件に該当するかどうかの確認を行い、必要な書類をお渡しします。

また、請求時に必要となる書類は、支給要件や世帯の状況などにより異なりますので、ご理解ください。

児童扶養手当現況届の提出について

8月は、児童扶養手当現況届の提出月です。

対象者には現況届を送付しておりますので、**8月16日（金）**までに福祉課または宮原振興局地域振興課へ提出してください。

現況届を提出されないと、8月分以降の手当が支給できませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】 福祉課 子育て支援係 ☎ 52-5852